

清代に於ける辺疆への罪徒配流について

—— 清朝の流刑政策と辺疆 その一 ——

川久保 悌 郎

序 言

罪徒を僻遠の地に流竄に処し、併せてその労力を辺疆未開地の開發に利用したことは、東西古今を通じ軌を一にする現象で、殊に近世に至つて欧米諸国がその植民地の經營に、或はまた辺疆地方の開拓に流刑者を利用してゐるとは、例えば帝政ロシアに於けるシベリヤの流刑史乃至開拓史に徴しても明かであつて、史上その例証に乏しくない。中国の場合も同様その例に洩れるものでなく、就中本稿の主題とする清朝の時代に於いては顯著なものがあり、史料的にもその実態を窺わしめるに足るものが多い。その事情は、恐らく清朝治下、その故土たる滿洲は固より従来は塞外の地であつた内外蒙古・天山南北路・青海・西藏等の諸地域をその版図に収め、ここに空前絶後と称してもよい辺疆地帯の著しい拡大を致した結果に外ならぬであらう。それは兎も角、清代に於ける辺疆社会の形成と發展にとつては、清朝の流刑制度、或は流刑政策の関連するところ些少でないであつて、流刑罪徒の産業經濟的寄与及び軍事的役割、また彼等の及ぼした社会的、文化的影響は、これを看過するわけには行かないのである。これらの点は、清代辺疆社会の考察に際して一顧に価する問題であるが、果して既に有高 巖博士はその論文「清代滿洲流人考」⁽¹⁾に

於いて一応これらの問題について論究されている。同博士の論考は、その表題の示す如く、清代に於ける罪犯の満洲への配流の経過と、彼等流人の流刑地に於ける行跡、即ち彼等の演じた産業上・文化上の役割を明かにしており、その叙述は網羅的で余蘊がない。本稿が取り扱わんと意図したところも亦、同博士と考察の対象を略々同じくするものであり、従つて上記論考から示唆をうけること少くなかつたが、しかしこれとはやや角度を異にし、より全般的・包括的な視野に立つて、これらの問題を再考し、自分なりに清朝の流刑制度乃至流刑政策との関連に於いて清代辺疆社会についての理解を深めんと試みたものである。当初の構想では、(一)流刑諸規定の概要、(二)清代に於ける流刑地の年代的分布とその変遷、(三)流刑地に於ける罪犯の種々相、(四)兵丁とその奴としての流犯との関係―辺疆社会の一面面、(五)清朝流刑政策の破綻と辺疆―満洲黒龍江省の場合、の数節にわたつて論述する予定であつたが、紙幅の都合上(三)以下を割愛せざるを得なかつた。ここでは取敢えず(一)(二)の部分についてのみ取り上げ、発表するにとどめた。

一

さて本論に入るに先立つて清朝治下に於ける流刑実施の法的準拠たる諸法規について一瞥して置くことが、予備知識として行論上便宜が多いことと思うので、必要な範圍で触れて置くこととする。中国の刑法史上刑罰の種類を所謂五刑に分つのが常であるが、これに当てる刑の内容は時代により一定しなかつた。然し隋の文帝の時に至り始めて笞・杖・徒・流・死の五種となして以来、唐が寛刑主義を採つて死罪の条目を除いて流に入れ、流を減じて徒に入れ、た如き多少条目に増減を見たが、大綱に於いては変更なく宋・元・明と相継承し、清朝も亦明制を踏襲したといふことが出来る。今主として光緒大清会典卷五十三、刑部の条、清史稿、刑法志二に拠ると共に清国行政法卷五、第三編司法行政部の記載を参照しつつ清律の規定を検すると、正刑として笞・杖・徒・流・死の五刑がある。笞刑は小竹

板を以て罪人の臀部を打つもので、その数、十より五十に至る五等となし、杖刑は大竹板を以て同様罪人の臀部を打つものであり、その数、六十より百に至る五等となっている。徒刑は本省州県の駅逖に配して労役に服さしめるもので、その刑期は一年より三年に及ぶ。然して半年毎に一等を加え、一年杖六十、一年半杖七十、二年杖八十、二年半杖九十、三年杖百の五等級に分っている。流刑は、二千里、二千五百里、三千里の三等に分ち、皆杖一百を加える。刑期がなく終身帰還を許さないのが原則である。死刑には斬・絞の二等あり、共に刑の執行時期に従って立決・監候の別が存する。

これら五刑の規定は、原則的一般基準を示すものであって、実際の適用に当っては、犯罪の事由・軽重が勘案され殊に犯罪者本人の身分・地位等によって多種多様な取扱いが生じており、その準拠となるべき詳細な法規が設けられている。⁽²⁾更にまた準法規ともいふべき多数の事例をこれに加えるならば、これら諸規定群は多岐にわたり頗る複雑化されているといつてよいが、然も形式的には極めて整備された体系をなしている。これら諸規定に触れることは、固よりその煩に堪えないのみならず、本稿の目的とするところでもないので立ち入らない。ただ本稿に最も関係深い流刑については、なお数言を費したい。上述の如く、流刑には二千里、二千五百里、三千里の三等即ち三流があるが、その実際的手続は、その当初流犯を各県より巡撫衙門に護送し、当該衙門はその里数を按じて各処の荒蕪の地及び瀕海の州県に向け流犯を配流に処したが、後に至つて各省に於ける流犯の分撥に参差、不均衡を生ずることとなつたので、この弊を是正するため乾隆八年には刑部によって「三流道里表」なるものが纂輯され、その後同四十九年と嘉慶六年の兩度部分的な改訂を経たが、その大綱に於いては変動なく、爾後に及んだ。「三流道里表」は要するに、某省某府屬の流犯でそれぞれに二千里、二千五百里、三千里に流すべき者について、それぞれ何省何府屬に発して安置すべきや、その配流地点を明記したところの表である。かくて各省の巡撫衙門は所管内に本籍を有する流犯の分撥に際し

、この道里表に按じて謂わば機械的に当該流犯の配流省分を指定し得たわけである。ただ指定の省分内に於いて何処の府州県にこれを決定するかは、当該督撫の裁量に任せられていたようで、州県の大小、遠近、或は配所に於ける人犯の多寡等、現地の実状が考量されたのである。この点に關連して附言して置きたいのは、順天府・直隸属の府州県は畿輔の近接地であるとの理由で、また滿洲の奉天・錦州の二府は清朝根本の重地である故を以て、更にまた湖北・湖南・四川・貴州各省で苗疆に近接した府州県及び甘肅・新疆方面に於ける改設の府州も亦四困の事情から流刑地に當てる事は許されていない。また江蘇の崇明県、浙江の玉環庁・定海県も同様で、それは海中に孤立し、産塩の地であるという特殊事情に因るものである。またこの様な当該地域の特殊事情の外、当該罪犯の罪種に応じてその流刑地について特別の配慮がめぐらされているなど必ずしも一般的基準によらない特例もある。なお流刑の三等の里数は、当該流犯の本籍地より起算したものであるが、他省に入籍している者についてはその新籍地から起算するが、旧籍地へは発往し得ない規定であり、他省に流寓する者については、流寓地によらずこれまた原籍地より起算するものの、寄留地の省分には発配し得ないこととなっている。また官犯は罪を犯したその任地には発し得ない規定になっている。

以上の正刑に加減を加え、これをモディファイしたものが閩刑であつて、これには遷徙・充軍・發遣の三種類がある。遷徙は流に比して軽く、本籍地より千里の外に安置するものをいい、充軍はこれに反して流より重く、附近・近辺・辺遠・極辺・煙瘴の五等級に分たれる。附近は二千里、近辺は二千五百里、辺遠は三千里、極辺・煙瘴は共に四千里の外に配するもので、これを五軍という。これは明の充軍にその名をとつたものであるが、明の場合は罪犯を辺衝に発配して実辺に資し、その点軍事的色彩が強いのにひきかえ、清朝の場合は入營差操のことなく、毎月朔望に点検を行ったというのにすぎず、その実質は流と何等異るところがなく、その里数に於いても附近・近辺・辺遠は流三等のそれに等しく結果的には同じであつた。従つて滿流（流罪以三千里為限。謂之滿流一六部成語註解）以上の場合、極辺・煙瘴四千里が閩刑

として適用され、効用を發揮した以外には余り實際的意義がなかつたのみならず、寧ろ反つて適用上の紛岐と矛盾を招いたようである。

それは扱て措き、充軍の五種類についての発配の省分は、雍正三年の律によつて略々編定を見、乾隆三十七年兵部が「三流道里表」に做つて「五軍道里表」を輯するに及んで確定したのである。なお雲貴・兩広四省の煙瘴地方に人犯を指発する場合は、皆四千里に足るを以て限度となし、これら煙瘴の四省に本籍を有する人犯で隔遠の煙瘴省分に調発すべき者に関しては、それぞれ広東省と雲南省、広西省と貴州省との間で互調する規定であり、またこれら煙瘴省分に隣近する湖南・福建・四川三省より煙瘴地方に発せらるべき人犯については、湖南省は雲南、福建省は貴州、四川省は広東にそれぞれ発することとなつており、均しく四千里の里数には拘わらないこととされている。

發遣は充軍(軍流)に比して更に重く、重罪人犯を吉林・黒龍江・伊犁・迪化(烏魯木齊)等の処に発往せしめ、苦差に充て或は奴と為すもので、別に距離の遠近に拘束されることなく、従つてまた充軍に於けるような差等の設けもない。それ故、若し流犯が一処に集中して過多となり、滋擾の虞れある時は別処に発し、一方これに反して人犯が過少で労役にこと欠く場合は、他処から撥回するなど、凡て時宜に適した処置が許されたのである。例えは、黒龍江に発すべき流犯を、喀什噶爾・烏什・葉爾羌・阿克蘇・和闐等の処に改発し、新疆に発すべき者を内地に改発し、後更に黒龍江及び各省駐防に分別改発したるが如きは、これであつて、必ずしも一例に拘わるものではなかつたのである。

また徒・遷徙・流・充軍・發遣に共通する規定であるが、各罪犯の妻子でこれに随往せんことを願う者あれば、その自便も聴して配所に安挿するが、本犯同様にこれに管束を加えることは出来ないことになっている。尤も特旨により或は定例に基いて本犯諸共に配流に処せられた妻子は、配所に在つて本犯と等しく管束をうける建前であつた。なお妻子にして本籍に帰還せんことを願う者及び本犯死亡後遺骨を抱いて帰郷せんことを願う者あれば、これを准す規定で

あった。なおこれら常犯に関する一般規定の外、官犯及び宗室・覺羅・旗人等特殊身分者の罪犯についての取扱いに關しても特例的な細則があるが、今は省略する。

二

前節に於いては、清律に規定されている五刑の中本稿に最も關係のある流刑の種類についてその概要を紹介したが清代辺疆地帯に流刑に処せられた罪犯の事例は、一応これら流刑諸法規の適用されたもの、或はまたこれら諸規定成立の基礎となったものに外ならぬのであろう。そこで、今試みに王氏十一朝東華錄、光緒東華統錄、十朝聖訓について清朝全期にわたって罪犯の辺疆地帯への流刑事例を検出、集計し、これを流刑地域別、年代別に分類配列して見るならば別表⁴⁾(後出、三四、三五頁)の如くなる。尤もこれらの事例は根本史料なる大清実録に拠って検索し得たものではないから、本表もまた史料的に不備であることは否み難いが、よし仮りに実録に拠ったとしても、その結果得られるであろう事例数が同様実数とは程遠い単なる概数にとどまることは、いうまでもないのである。考えて見るのに、偶々文献上に掲げられるに至った流刑事例は、概ね当該流刑罪犯の罪状、事由が特に重大で時人の耳目を聳動したものと、或はまたその罪犯内容が特異で世間の注目を惹いたものとか、更にまた当該罪犯が身分や社会的地位の高い知名の士であった場合などでこれ以外に文献上に載らなかつた無名の大衆罪犯の流刑事例は多数に上つていたといわなければならない。従つて本表に掲げられた事例は、正に冰山の一角の類であらう。然しそれにも拘らず、本表によれば、清代に於ける流刑地の年代的分布とその変遷の状及び各流刑地向け発配頻度の大体を卜することが可能であるように思われる。以下本表を手掛りとなし、且つは他の証左を援用しつつその跡を辿つて見ることにする。

先ず清初の順治年間について見るのに、滿洲方面の盛京七例、尚陽堡四例、寧古塔七例となつていて一見して当時

に於いては未だ滿洲以外の諸地域は現われず、これらの諸地点が主要な流刑地をなしていたことが窺われる。ただここにいう盛京は実は、盛京城とも盛京地方とも広狭二様に解し得られて明確を欠き、これら七例が凡て盛京城と見做すわけには行かない。例えば、順治十八年奉天府尹の張尚賢が南滿洲の形勢を述べた中に、河東方面について「(上略)鉄嶺・撫順。惟流徒諸人。不能耕種。又無生聚。隻身者逃去大半。畧有家口者。僅老死此地。(下略)」の語が見え(5)清初鉄嶺・撫順の地にも罪徒の配流のあったことが推測される。また現に盛京の七事例について見ても、その一例は順治十一年八月発配の督捕侍郎魏琯の場合であるが、同人の伝(清史稿卷二五〇)によれば、遼陽に流されていることが明らかであり、他の一例は順治十五年四月に於ける弘文院大学士陳之遴等とその家族の場合であって、これもまた同人の伝(清史稿卷二五一、列伝卷三二、清史列伝卷七九)によれば、尚陽堡に流されていることが知られ、盛京と称せられているものの中には、尚陽堡・遼陽を始め鉄嶺・撫順等の諸地の含まれている場合のあることを、考えねばならない。(6)思うに、当時は順治十五年発令の遼東招民開墾例を基軸として荒廢せる南滿洲の復興事業が強力に推進せしめられた時期に当り、招民贖罪例或は認工贖罪例に基いて流刑の罪徒が盛んに招民開墾、城郭官衙の修築工事に動員使役されているから、特定の流刑地に限るまでもなく、必要に応じて諸処に発配された場合も少くないであろう。なお別表では順治年間にその事例が示されておらないが、南北両滿洲の仲継地帯に位し、交通上の要衝をなす蒙地の席北地方が既に流刑地をなしていたことは、順治十六年三月丁卯定例の「貪官犯贖例」に「滿十兩者。流席北。応杖責者。不准折贖。」とあるのによつて明らかであるが、順治十七年七月丁丑の刑部等衙門の議准にも、刑部尚書杜立德が「席北は屬国の地方と雖も辺外に在る。今後応に席北に徙すべき者あれば、俱に寧古塔に改徙しよう」と奏したのに従つてこれを准したことが見えており、その例証に乏しくないからこの点は最早や疑う余地がない。奉天地方、開原県屬の尚陽堡と吉林方面の寧古塔が滿洲の流刑地として最も古く、夙に著聞していたことは、別表を俟つまでもなく、清律、名例律の条を一目

計	蒙古			計	新 疆							計	貴雲広兩 煙瘴地方		年 代 別 合 計
	阿爾泰	鄂爾坤・岡拉地方	插漢拖輝		巴里坤	伊魯木	烏魯齊	烏什	回疆	葉爾羌	新 疆				
18															18
1															1
19															19
21															21
8	2	1	1	4									2		14
6															6
9					5	16	2					23	5		37
16					35	5	1	1	5			47	1		64
17					30	11	1					42			59
26					19	12	1	1	2			35			61
13					13	8			8			29	1		43
19					9	11		1	28			49			68
10					1				45			46			56
22									29			29			51
14									4			4			18
1									6			6	1		8
220	2	1	1	4	5	123	49	1	3	2	127	310	10		544

備考
 本表に於ける年代別は清朝歴代順により更に十五年間乃至二十年間を基準にそれに満たないものは、そのままとし、それを越えるものは、前後二期、或は前、中後三期にこれを機械的に区分した。また流刑地は満洲、蒙古新疆、雲貴両広煙瘴地方の四地域に大別し、満洲は更に奉天吉林、黒龍江、熱河の四方面に細別し、各個の流刑地は文献上に於ける出現順により排列し、字面も表われたままとし、手を加えなかつた。従つて盛京(地方)と奉天(地方)、或はまた烏喇(地方)、打牲烏喇、船廠、吉林の如く、略々同一地方と見て差支えないものでも統一せず別々に掲げ、また地域名としての盛京(奉天)黒龍江、回疆、新疆の如きものも、それぞれこれらに所属する地点名と共に並列してあることをお断りしておく。

清代に於ける辺疆への罪犯配流事例表

流刑地 年代	滿							洲										
	奉天	盛京	天陽	奉天	小計	吉林	黑龍江	小計	熱河									
	盛京(地方)	天陽堡	奉天(地方)	寧古塔(地方)	烏喇(地方)	打牲烏喇	白都訥	三姓(地方)	船廠	拉林・阿勒楚喀	吉林	黑龍江	墨爾根	小計	熱河			
治順	7	4			11	7				7								
康熙前期			1		1													
康熙中期	1		3		4	2	1			3	12			12				
康熙後期	1				1	5	1	1	3	1	11	8	1	9				
雍正			1		1	3			1	1	5	2		2				
乾隆前期										3	3	3		3				
乾隆中期										4	4	3		3	2			
乾隆後期									1		1	12		12	3			
嘉慶前期	2				2					2	2	8		8	5			
嘉慶後期	2				2					8	8	15		15	1			
道光前期										4	4	6		6	3			
道光後期	7				7		1			1	2	8		8	2			
咸豐							1			1	2	7		7	1			
同治	1				1					3	3	18		18				
光緒前期							1				1	13		13				
光緒後期												1		1				
地域別合計	21	5	4		30	17	2	4	3	3	1	7	19	56	116	1	117	17

ただけでも明白である。寧古塔はいうまでもなく清初対露用兵の策源地で、順治十年昂邦章京・梅勒章京等の官員の設置を見、官兵の駐するところとなつたから、この地方に早くから罪徒の送られたことは蓋し当然である。

次に康熙年間に眼を転ずると、如何なる変化が見られるであろうか。少くとも別表に関する限り、その前期については尚陽堡の一例を数うるのみで、聊か不思議の感なしとしないが、順治年間から康熙前期にかけての内外の一般情勢からしても、つまり対内的な面では前三藩の平定及び鄭氏によつて代表される東南支那海上の海賊勢力の討滅、更にまた後三藩の叛乱とその鎮定、対外的な面では対露関係の緊張に伴う滿洲方面の戦時体制の強化という一連の諸事情を考慮に入れるならば、表に示された事実をそのまま受け取り得ないことは論を俟たないであろう。寧ろかかる事態の下に於いて南方諸省の逆徒が多数罪徒として引き続き尚陽堡・寧古塔等の地に充発されたものと見て一向差支えなく、ただ一々その事例が文献上に挙げられなかつたに過ぎないのである。因みに康熙九年二月癸未の刑部に下した上諭は、⁽¹⁰⁾尚陽堡・寧古塔への罪犯発遣の時期改正に関するもので、従来六月と十月の両月は酷暑嚴寒の季節である故発遣を停止する規定になっているのを未だ十分ではないとし、特に罪徒の苦難を憫み、十月を十月から正月までに延長し、この期間の発遣を避けるように改正を命じている。こうした措置が講ぜられていることによつてこれらの地が康熙初期に於いてもなお依然として主たる流刑地であることに変わりなかつたことが分る。⁽¹¹⁾殊に寧古塔の如きは別表に現われたところだけでも、その発配事例は中期・後期を経て雍正年間にまで及んでいることが明瞭である。

次に中期については、新たに烏喇地方が加わり、黒龍江が登場し、⁽¹²⁾然も後者は一挙にその事例数十二を算するに至っているのに、一方従来の尚陽堡が跡を絶つたかの如き観のあることが目につく。然し表の面に現われたこの事実についても亦多少検討を加える要があるように思う。ところで、康熙二十一年五月壬子の大学士等に下した上諭には⁽¹³⁾流徙寧古塔烏喇人犯。朕向者未悉其苦。今謁陵至彼目擊方知。此輩既無房屋棲身。又無資力耕種。復重困於差徭。

況南人脆弱。来此苦寒之地。風雪凜冽。必至顛踏溝壑。遠離鄉土。音信不通。殊可憫惻。雖若輩罪由自作。然發遣陽諸処安置。亦足以蔽其辜矣。彼地尚有田土。可以資生。室廬可以安处。且此等罪人雖在烏喇等処。亦無用也。

とある。周知の如く、聖祖は後三藩の乱平定を機に東巡の途に上り、戦勝報告を兼ね祖陵を歴訪したが、その途次烏喇を通過して具さに同地方の実情を視察したのであった。この上諭はその際に於ける感慨を述べ、特に同地方に於ける流刑罪徒の悲惨な境涯にいい及んだものであって、当時既に同地方へ罪徒の發遣される者の少くなかったことが察せられる。この時聖祖に随行していたかの高士奇の「扈從東巡日録」にも康熙二十一年三月甲戌の条に「雨。駐蹕烏喇難陵。又因造船於此。故曰船廠。江即松花江。滿言松阿喇烏喇者是也。(中略)康熙十五年春移寧古塔將軍駐鎮於此。建木為城。倚江而居。所統新舊滿洲兵二千名。並徙直隸各省流人數千戶居此。修造戰艦四十餘艘。(下略)」と記しており、同地方に發遣の流徒が多数居住し、戦艦の建造等に從事せしめられていたことが窺われる。当時烏喇(吉林)が松花江の要津として寧古塔に代って対露戦備の一大基地と化しつつあったことは、これより先き康熙十年に寧古塔副都統二名の中一名その他佐領・驍騎校等の官員が吉林に移駐し、同十三年には防禦・管水手官等の増設を見、更に十五年には寧古塔將軍が同地に転じ、吉林副都統が寧古塔に入れ替えられたことを以てしても推察に難くない。「寧古塔紀略」の著者呉振臣は彼の父兆騫の寧古塔流謫中、康熙三年三月に生をうけ配所に於いて成人した人で同書には彼が少時自ら見聞したところが記されているが、その中に彼の五歳の時のこととして

時邏軍国人造反。又名老羌到黑龍江諸処。搶貂皮。鋒甚銳。(中略)將軍上疏求救。即奉部檄。凡流人隨旗下及踰六旬

者。著一概当役。選二百名。服水者為水軍。習水戰。又立三十二官莊。屯積糧草。令一到。將軍即遣人請紳衿到署面諭云。養汝輩幾年。汝輩俱有前程差銜。不以相累。今刃警出意外。上命急公。現有水官莊頭壯丁三件事。隨汝自認一件。三日後具覆。是即我法中之情。時聞令諸公皆相向流涕。將軍亦為悽然。(中略)山陰祁奕喜・孝廉李兼汝・

楊友声・宜興陳衛玉・蘇州楊駿声同年伍。謀公皆当水手。以二月十一日往烏喇。(中略)邏車国亦講和。往烏喇成者。亦得回寧古塔。(下略)

と記して、ロシア人の黒龍江々岸への侵入奪略に際して寧古塔方面の物情騒然たる動員風景が如何にも躍如としてゐるではないか。それは兎も角、当時寧古塔在住の流刑者達が恐らく官兵と共に挙げて烏喇に移動し、水手として軍役に服したことが明らかであつて、これは軍事基地の中心が寧古塔から烏喇に移されたことを示すものであり、自ら流刑の罪徒が水手・船工等として大いに利用されたに相違ない。ところで、前引の康熙二十一年五月壬子の上諭と明らかに関連のある同月丙辰の刑部に下した上諭には、

頃以逆寇殲滅。海宇蕩平。朕躬詣盛京。展謁永陵・福陵・昭陵。以告成功。因而巡行辺塞。咨詢民間疾苦。東至烏喇地方。見其風氣嚴寒。由内地發遣安插人犯。水土不習。難以資生。(中略)朕心深為不忍。以後免死減等人犯。俱著發往尚陽堡安插。其應發尚陽堡人犯。改發遼陽安插。至於反叛案内應流人犯。仍發烏喇地方。令其当差。不必与新披甲之人為奴。以昭朕軫恤民隱。哀矜保全之意。爾部即遵諭行。

とあり、爾後死一等を免ぜられた人犯は皆これを尚陽堡に發遣して安插せしめ、その応に尚陽堡に發せらるべき人犯は遼陽に改發すべく、ただ反叛案内の重大流刑についてはなお従前通り烏喇地方に發せよ、というのである。これによれば、重罪人犯のみはなお引続き烏喇地方に發せられた外、尚陽堡・遼陽等の地が未だ全く廃せられるに至らず、屢々これらの地に罪犯の發配を見たもののように思われる。前引の康熙二十一年五月壬子の上諭の末尾に、烏喇等の処に罪徒を配しても余り役立たず無用のことであるとの意が述べられているが、果してそうであつたらうか、恩恵を示した上諭としての行文上の文飾に過ぎないとも考えられる。ただ遼陽等の処にはなお田土があつて彼等流犯の生活に資するに足るものがあることと相対比してこのことが述べられているところを見ると、或は烏喇地方は既に当時か

かる意味合いに於いて一応の收容限度に達していたかも知れないし、罪徒の利用、需要という点でも事足りるに至っていたかも知れない。なおこの期に至って黒龍江方面への発配が始まり顯著となるのも、吉林方面と全く同じ事情——対露戦備の強化に関連するものであろう。

康熙後期に入ると、黒龍江が引続き著るしい頻度を示すと共に、新たに伯都訥・三姓・墨爾根が加わって来る。中期から後期にかけてのこの推移は、明らかに対露関係の進展及び対露戦終結後に於ける戦後経営に対応する清朝流刑政策の反映と見做すことが出来る。いうまでもなく、伯都訥・三姓は共に対露防衛の前面をなす北滿と南滿の後方基地を結ぶ軍事、交通の要地であり、墨爾根は最前線に近い重要基地であつて、これらの諸地点に流犯の発配を見るようになったのは、極めて自然の成行といわなければならぬ。なお注意を要するのは、別表によつて分る如く、黒龍江方面が爾後清末に至るまで殆んど清代全期を通じて主要な流刑地をなしていたことで、既に康熙四十年五月癸巳の上諭⁽¹⁵⁾の中にも「黒龍江係罪人發配之所」との語が見えている位である。

以上の如く見来ると、かの楊賓がその著「柳辺紀略」に於いて「尚陽堡、在開原東四十里。安置罪人。始於天聰七年八月。後以為例。自順治末改發寧古塔。康熙初又增船廠・黒龍江・席北・白登訥。即有仍照舊例發尚陽堡者。亦止居於奉天府城而尚陽堡為墟矣。」(同書卷一)と記しているのは、清初の順治・康熙年間に於ける流刑地の変遷を語つて略々正鵠を得たものといえよう。

三

次に雍正年間になると、また一変化が見られる。即ち少くとも別表に関する限り、先ず滿洲方面に於いては、康熙末年から雍正年間にかけて南滿、奉天方面への罪徒発配が減少し、恐らく特殊事例を除いては稀となった形跡が見ら

れる一方、従来見られなかった蒙古方面の阿爾泰・鄂爾坤（昆）図拉地方や挿漢拖輝が新たに現われ来っている。これは如何なる事情に基くであろうか。滿洲の奉天方面については、これより先き康熙四十七年閏三月己亥の上諭を見らる。

直省人命盜案。今已漸少。惟盛京尚多。皆因罪犯流徙多。在盛京左側。僅有一府尹衙門。衙役人少。雖有駐守滿兵。不知查拏。盛京乃本朝龍興之地。當興行教化。著諭兵刑二部檄盛京將軍及副都統。嚴加稽察。禁止爭鬪。消弭盜賊。

とあり、盛京（奉天）地方は直隸各省に比べて、人命盜案がなお多く、治安・風紀がよろしくないが、これは罪犯のこの地方への発遣が多いからであると、いつている。これによれば、康熙末年頃盛京（奉天）地方に於ける発遣罪徒の数は、既に相当数に上っていて、治安上からも風教上からも問題視されるに至っていたことが推測される。これがため恐らく清朝は康熙末年から雍正年間にかけて成るべく盛京（奉天）地方を避けて専ら吉林・黒龍江両方面に志向する方針をとり、また機会あれば他処に新流刑地を求めんとしたのであろう。流刑地として最も古い歴史を有する尚陽堡が楊寶の指摘しているように廃墟と化し去ったのも、かかる事情に因るものであろうし、その時期も亦恐らくこの交にあろう。

従来の滿洲方面以外に蒙古方面が流刑地として登場して来るのは、少くとも別表の上からすれば雍正年間に入ってからであって、これについては、消極的な意味で上述の如き滿洲方面の事情が関係していると思われる。然しそれは何よりも康熙から雍正にかけての蒙古方面の政治的・軍事的事情に基くものといわざるを得ない。周知の如く、清朝の力が漠北に及ぶようになったのは、康熙中葉西北蒙古の準噶爾部の喀爾喀部侵犯に際して聖祖が再度親征してこれを撃退し、この方面をその属領としてからであり、清朝はその後雍正初年にも同じく準噶爾部の噶爾丹策零 (Galdan

〔Tseren〕の蠢動に対しても兵を用いたのみならず、青海蒙古の酋長羅卜藏丹津（Lobsang Tanjin）の離叛したのを討つて青海から西藏方面にまで力を及ぼしたのであった。上記の阿爾泰は中央蒙古と西北蒙古との中間地帯に位し、謂わば準噶爾部勢力に対する喀爾喀部防衛の前哨線をなし、鄂爾坤・図拉の地方はいうまでもなく漠北中心の要地であり、插漢拖輝は鄂爾多斯、寧夏所屬の地である。こう考えると、これらの地方へ罪犯の發遣が行われたことは、西北蒙古に対する軍事的布陣と戦後経営とに直接・間接の關係を有つものといわざるを得ない。即ち軍營の設置、これらをつぶ軍台・驛站の増設、軍事的前進基地或は後方基地に於ける屯墾の開設に伴い罪徒をこれに使役利用したこと、物語るものである。事実、別表の阿爾泰の二事例の中一つは「種地の処に發往、効力」せしめたものであり、他は「驛站に發往、効力」せしめたものであり、この外、例えば雍正三年に事に縁つて革職の山西大同総兵官の馬觀伯が阿爾泰の「軍營に發往、効力」せしめられていることは大清実録（世宗卷三十三）に見えており、その他その例を挙げる事が出来る。また鄂爾坤（昆）・図拉地方の一例も亦雍正五年七月江西巡撫の伊都立を同地方へ發遣「種地事務を弁理、効力贖罪」せしめたものである。⁽¹⁹⁾当時鄂爾坤・図拉地方に屯墾の計画が実施されつつあったことは、雍正三年夏四月戊子の振武將軍穆克登に下した上諭に「喀爾喀地方。駐兵年久。毎年由京城運送軍糧。路途遙遠。一時不及。恐兵丁至於乏食。鄂爾昆・図拉一帶甚為寬濶。若開墾屯田。實為永遠之計。爾會同喀爾喀副將軍等確議具奏。」⁽²⁰⁾とあり、屯田の具体策を議せしめており、これに対する同年八月己卯の穆克登の答申に「鄂爾昆一帶。尚有昔人耕種。及灌水溝渠旧跡。図拉等処現有大麦小麦。竝非不可開墾之所。但霜降遲早不一。米穀宜否不齊。請於屯長內。酌派十余人。於明年三月內。遣往耕種試看。俟秋收後具奏。」⁽²¹⁾とあるのによつて明瞭である。かくて同地方の屯田が緒に就き相當の成績を収めたことは、次表によつて知ることが出来る。

年時	作物の種類	収穫量	備考
雍正 五年十二月	青稞・麦・糜	二、六五〇	振武將軍宗室公巴賽の報告
〃 六年十二月	〃	二、八四〇	〃
〃 七年十二月	大麦・小麦・糜子	七、五五〇	振武將軍順承郡王錫保の報告
〃 八年十一月	〃	六、六五〇	〃
〃 九年十二月	〃	一〇、六三〇	靖辺大將軍順承親王錫保の報告
〃 十年十二月	〃	九、四〇〇	〃
〃 十二年十二月	〃	一、七〇〇	定辺大將軍平郡王福彭の報告

その後雍正十三年九月癸丑の上諭によれば、これより先き内大臣海望が北路軍營より回京した際の奏称の中に「鄂爾坤發遣人犯。在彼種地並無実濟。且恐日久之後。人数漸多。致生事端。似應改發他処。」とあるのを指摘して「彼時皇考以鄂爾坤見有大兵駐紮。豈有不能彈压之理。此奏不合。」といい、その見解の妥当でない旨を述べ、更に語を継いで「伏思皇考之意。蓋以此等發遣之犯。原係身獲重罪之人。今發軍前種地者。乃保全之大恩。令其効力贖罪耳。」と断じ、登位間もない高宗は皇考世宗の took 方針を弁護し、且つ再確認しているのである。海望の見解の当否は別としても、一面同地方への發遣罪徒が彼の地に在って種地しても実濟なき上にその数が漸く多く、現地に於いて種々の事件を生ずるに至り、罪徒の管束についても懸念されるようになったのは、或は争われぬ実情であったかも知れない。さて、偶々別表に現われた阿爾泰・鄂爾坤—図拉兩地方については以上考察した如くであるが、これと相前後する

時期に於いてこれらの地方以外の漠北の諸地点にも罪犯の發配が企てられたことについては、幾多の例証を挙げるこ
とが出来ぬ。例えば、康熙五十七年七月壬戌の上諭には²⁴⁾

發往黑龍江・三姓地方之人。俱因兇惡發遣。人亦日多。若發在一處。必致生事行兇。此後停其發往。著發喀爾喀和
卜多・烏蘭古木地方。彼處水土甚好。著築城安插。令其開墾耕種。八旗每佐領。派護軍披甲各一名。於八月內馬匹
肥壯時前去。駐札彼處看守二年一換。(下略)

とあり、議政大臣等に交して議せしめているが、これに対する同年閏八月乙卯の議覆には²⁵⁾

和卜多・烏蘭古木等處築城駐兵。護衛喀爾喀。令發遣之人種地。謹奉諭旨遵行外。查將軍傳爾丹・祁里德等。見在
彼等駐紮年久。深知地方形勢。應行令將軍傳爾丹。將和卜多・烏蘭古木等處。果宜築城墾田。及蓋造房屋之處。一
併詳看具奏。(下略)

と見えていて、鄂爾坤・凶拉地方と阿爾泰地方との中間に位する和卜多(科布多)・烏蘭固木等の諸地点に築城駐兵
を策すると共に、これを機に罪犯を同方面に發配するに至ったであろうことが知られる。事実、康熙五十九年二月戊
戌には刑部の題に従い、直隸各省の塩梟の殘党を同地方に充發しており、翌年二月には山東の塩賊王美公等の私塩興
販事件の調査に當った審事都統拖頼は、同事件に情実關係を有せる寧陽縣書弁の于洌及び張元皓を同地方に僉妻發往
せしむべきことを上申している。和卜多・烏蘭古木の地方は前引の議覆にも窺われる如く、喀爾喀防衛の衝に當り、
また征西將軍祁里徳の言を借りれば、「地煖土肥」であつて農耕の適地でもあつたから、いち早く着目され、恰好の
軍事基地として屯墾の展開を見たに違ひないのである。その経緯については、祁里徳の疏言及び種地事務を総理した
蘇永祖の報告に詳しいが、ここでは深く立ち入らないこととするが、烏蘭固木地方の屯田成績は、雍正元年十二月己
酉の祁里徳の報告によれば、青稞・糜子四、四二〇石の收穫を挙げており、同二年十月辛卯の振武將軍傳爾丹の報告²⁶⁾

によれば、麦子四、一七〇石となっている。

この外、略々時を同うして傳爾丹の疏言に基いて莫代察罕插爾・鄂爾齊図果爾の二ヶ所に築城し、兩地点を結ぶ線上に十一ヶ処の駅を新設し、同じく罪徒を充発して耕種を行わしめるに至ったことは、康熙五十八年秋七月庚申の議政大臣の議覆に詳かであり、なおまた雍正四年五月壬辰の議によると、察罕叟爾等の処の糧餉事務を管理した巴泰の奏言に従い、同地方の種地贖罪の流犯の中、郭三賸等二十人が老廃して耕種に堪えないのを憫み、種地官員に分給して養贍せしめ、若し故里に回らんことを願う者あれば回籍せしめてゐる事実を知るのである。

なお北路軍營の一要地、扎克拜達里克城についても事情は同様であつて、雍正初年より罪徒の発配を見たものよりである。即ち雍正十年六月辛未の弁理軍機大臣等に下した上諭には

従前応行發遣黒龍江等処罪犯。曾改發扎克拜達里克等処。令其開墾耕種。後因伊等在彼甚不得力。是以停其改發。

上年賊人窺伺扎克拜達里克。彼時所有罪人。踉隨官兵。守護城垣。竭力捍禦。甚屬可憫。朕已加恩除其罪名。令充綠旗兵丁。入伍効力。(下略)

と冒頭し、爾後再び黒龍江等の処に發すべき人犯は、これを北路軍營に送り開墾に力を効さしむれば、これは彼等罪徒の更生の路である、且つ屯種にも有益であるとの意を述べ、如何に遣發安置すべきか、その具体的方法の審議を命じている。これに拠れば、滿洲の黒龍江方面に發遣せらるべき罪犯の一部を当初扎克拜達里克城方面に改發したことは紛れない事実であるが、開墾耕種に期待した程の効果が挙げなかつたためか、これより先きこれを停止するに至つてゐることが分る。この上諭は同方面への罪徒發遣の再開について議せしめたものと、解釈することが出来よう。

さて再び別表に立ち還ることとしよう。插漢拖輝(察罕託灰)の一例は、雍正五年閏三月に兵部尚書の法海が同地方に発配され、「水利の処に在つて効力行走」せしめられたものである。插漢拖輝は鄂爾多斯、寧夏所屬の地で、寧

夏の東北五十里、黄河と賀蘭山との間に挟まれた南北百余里、東西四、五十里乃至二、三十里の平地で、この地方は漢唐以来河渠の構築されたところでその遺構も現存し、當時は鄂爾多斯蒙古人の遷去後十余年来小民の出でて私墾する者が少くなかったという。⁽⁸⁷⁾この地を卜して可成り大規模な疏水灌漑工事が計画され、実施を見るに至った経過は、雍正二年七月丙午の川陝総督年羹堯の疏奏を始め、同四年五月乙未の議政王大臣等の議覆に見える川陝総督岳鍾琪等の奏称に明かであるから、ここにいう法海は恐らく官犯としてこの水利工事の現場監督等の役務に充当せしめられたものと想像される。この工事の目的はいうまでもなく、水利を開き招民開墾に資せんとしたものであって、これによって得られる墾田は二万頃と予想され、毎戸百畝を授田するものとして二万戸を收容安置することが可能とされたという。⁽⁸⁸⁾思うに、かかる大計画が鄂爾多斯の西北角の地に企てられたということは、同方面の立地条件、また当時における西北面の一般情勢からしても、前述の西北蒙古及び次に言及する青海蒙古に対する軍事的布置とこれに伴う諸般の経営と必ずや関連があろう。

なお最後に別表にはその事例が現われておらないが、青海蒙古に対する経営と関連して同方面へも罪犯の發遣が企てられていることは、年羹堯の青海善後事宜十三条がこれを証している。⁽⁸⁹⁾即ちその一条には、先ず青海の辺内地方に於いて宜しく開墾屯種を行うべきことを強調し、西寧辺牆内は皆可耕地であり、また布隆吉爾地方は目下城垣を修築中である故、直隸・山西・河南・山東・陝西五省の軍流人犯はこれを悉く大通・布隆吉爾等の処に發往して開墾に当らしめよう、との意を開陳している。総理事務王大臣等が旨に遵い、これについて議覆したところによると、大通河地方に関しては、西寧本処の人民と大通駐屯の三千の兵丁とは子弟親戚の關係に在るから往いて種地せんことを願う者は乏しくなからう。従つて必ずしも罪犯を發遣するには及ぶまいが、ただ布隆吉爾地方は遠く辺外に在って往くことを願う者は甚だ少ない。よつて奏請の如く刑部及び直隸・山西・河南・山東・陝西五省に移牒して僉妻軍犯の内、

賊盜はこれを除き種地可能な罪犯は、これを同地方へ発することとなし、正項錢糧を動支して牛具籽種を買給し、三年後に起科することとしよう、⁴⁴²とある。この計画がどの程度実行に移されたか、聊か分明でないが、それは姑く措くとして、前出の外蒙古の阿爾泰・鄂爾坤―図拉地方、或はまた和卜多・烏蘭固木・察罕叟爾・扎克拜達里克等々の北路軍營の諸地点と共に、鄂爾多斯、寧夏所屬の插漢拖輝地方と並んで青海地方の西北隅に隣接する甘肅境内の布隆吉爾地方に対しても罪犯の送られたであろうことは推測に難くない。

以上見來った如く、康熙末年から雍正年間を通じて喀爾喀蒙古の地から鄂爾多斯、更に青海地方にかけた思いがけぬ広汎な地域にわたって諸地点に罪犯の発配を見たことは、少からず注目を惹く。これはとりもなおさず清朝のこれら諸方面への軍事力の滲透、換言すれば軍事的基地の前進に照応するものであって、これらの諸地点が、流刑地として適否は別として、総じて官員、官兵の駐留地であった以上流犯管束の便にこと欠かなかつたのみならず、至上命令的に築城・屯田その他に發遣罪犯の勞力を利用する必要に迫られていたことを物語るものである。ところで別表について見るのに、上記の諸地方への發遣事例は、雍正以降その例を見なくなるが、これは康熙中葉に始まった漠北に於ける用兵が雍正末年に至って一段落を告げ、その戦後処理も亦略々その目的を達成し、かくして罪犯發遣の必要度が自ら減退したことに基くものと思われる。因みに漠北からの官兵の撤退は、雍正十二年の八月頃から開始され、翌年十二月までに大方完了し、平時体制に切り替えられた模様で、⁴⁴³撤兵當時に於ける北路軍營の現有兵力は、滿洲・蒙古・綠旗各兵合計六万三百余名を算していたが、一部を残して順次撤退してそれぞれ原駐地へ帰還した。⁴⁴⁴殘留部隊は兵數約一万名(内訳―奉天兵二、〇〇〇 寧古塔兵一、〇〇〇 黒龍江兵二、〇〇〇 綠旗兵二、〇〇〇 喀爾喀兵一、五〇〇 種屯綠旗兵六〇〇)で、主として、鄂爾坤・烏里雅蘇台の兩地に集結、駐屯した。⁴⁴⁵雍正十三年十二月丙戌の総理事務王大臣等の報告によると、当時鄂爾坤(昆)城の貯米は甚だ豊富で五千人數年の食を支えるに足り、察罕叟爾の貯米は三方

余石に達していたというから、漠北の現地に於ける軍糧補給についても最早や懸念の要なきまでの状態に至っていたことは疑う余地がないのである。このような充裕な貯米は、漠北各地点に於ける屯田実績の総和を示すものであり、その功の一半は、發遣罪徒等のノルマによる重労働の賜といわざるを得ない。かく考えるならば、發遣罪徒に課せられた任務は、一応終了したものと見做されるであろう。偶々乾隆二年四月甲申の総理事務王大臣の議准には、例額駙策凌奏。發遣鄂爾昆屯田人犯。納穀有限。費用繁多。偶遇歉收之年。每多犯竊之案。久留軍營無益。應如所奏。所遣人犯。五年內應交穀石。如數納完。並無過犯。以及病廢者。送部各令回籍。交地方官管束。如有拖欠穀數。別犯科条者。即交額駙策凌照例治罪。奏入報聞。

とある。ここに額駙策凌の指摘しているような現地に於ける事情も亦恐らく当局によって考慮されたであろう。何れにしても、一時の必要に迫られて推進せしめられたかの如き観のあった漠北への罪徒の發遣は、乾隆初年に至ってその必要性のなくなると共に停止されたと見て間違ひなからう。

四

次に乾隆年間に入ると、また一転換が起っていることは、別表によっても察せられる。即ち滿洲の奉天・吉林両方面の従来の諸流刑地に対しての罪徒發遣が、引続き遞減の一途を辿っているが如き形をとっている反面、新たに熱河方面が加わり、殊に著るしい事象として新疆方面が初登場し、共に清末に及んでいるのである。然もその中で滿洲の吉林方面については、なお従来見なかつた拉林・阿勒楚喀が初期から中期にかけて可成りの頻度を以て現われ来っていることが目につく。同地方には乾隆九年に七百五十名、翌年に二百五十名、更に同二十年から二十四年にわたり二千名の京旗閑散旗丁が入植しているから、この方面への罪犯の發遣は、例時期的にこれと符合し、必ずやそれと関連の

あることが予想されるが、現に別表の事例に検して見ても、発遣罪徒をして種地せしめた場合が多く、恐らく右入植旗丁に給してその耕種を助けしめたものであろう。また熱河は康熙四十七年避暑山庄が営まれて以来、塞外の政治的都市として発達し、雍正年間には総管・翼長・佐領等の官員を始め八旗官兵の駐屯するところとなり、乾隆三年には副都統が置かれ、同四十三年には承德府となり数県を領するに至った。かくて逐年殷盛に向ったが、その周辺の荒野も亦漸次開墾されるに至った。先ず官員・官兵の駐留は罪犯の管束に便を供したであらうし、また同方面には罪徒利用の場も少くなかったであらう。

また新疆方面が清朝の版図に入ったのは、周知の如く、高宗が乾隆二十年、二十二年に西北蒙古の準噶爾部の内訌に乗じて之を征討して天山北路と、天山南路の回部を平定してからのことで、罪犯の同方面への発遣がこの時以降に属するのは極めて当然であり、発遣の事例そのものがこのことを端的に証明している。別表の示しているところによると、その当初の乾隆中期には天山北路の巴里坤・烏魯木齊・伊犁等の地がその主たる流刑地であるが、後期には天山南路即ち回疆の烏什・葉爾羌等の各回城が加わって爾後に及んだのである。

かくの如く、乾隆中期に至って新疆方面が新流刑地として出現し、重きをなすに至ったことは、新附新開の地に於いてこそ罪徒の利用度が高い事情から自然の成行といふべきであるが、一面滿洲方面が既に発遣罪犯が過多となつてその收容限度に達し、その果ては種々の好ましからざる事態を生むようになった間接的結果に外ならない。滿洲方面でも南滿の奉天地方が早くも康熙後期に至って罪徒過剩の兆を來たし、風教上悪影響を及ぼすようになり、これがため清朝当局が同地方への罪犯発遣を停止、或は抑制せざるを得なくなつたこと、また吉林・黒龍江方面についても奉天地方と略々同様な傾向が濃厚となり、よつて康熙末年から雍正にかけて漠北の地に向け改発を試みたことは、前述の如くであつて、今更その事情について論証を繰返す要もなからうが、これは勿論、発遣罪徒の絶対的數量が増加し

これが管束に手を焼くに至ったからであり、且つまた他方官紀の弛緩により罪徒の管理・取締りそれ自体が疏漫に流れ頻々たる脱逃者を出だし、これが社会悪の温床と化したからであろう。例えば、雍正五年十一月戊午の刑部に下した上諭には

奉天習俗不好。凡犯罪發遣之人。若發往相近辺地。必至逃回。又生事端。嗣後犯法之人。應枷責發遣者。著解送來京。照例枷責。滿日發与西安・荊州等処滿洲駐防之兵丁為奴。向來奉天等処發遣人犯。并彼等旗下家人。私逃者甚多。(下略)

とあり、奉天地方の頽風惡習と、發遣罪徒で脱走する者が少くなかったこととの間に因果關係の存することを指摘している。こうした事態は、奉天地方のみに限らず、吉林省方面に於いても恐らく時を逐うて一般化しつつあったろうことは、乾隆七年九月壬午の寧古塔將軍鄂弥達の奏言の中に「臣自接任後。聞寧古塔屬之綏芬・烏蘇里以外雅蘭西楞暨南海島嶼地方。偷控人參。与刺字人犯。十數年間。已聚數千人。(下略)」とあるのによつても想像される。つまり風聞とはいいいながら、吉林省の東南面辺境には人參偷控者に加えて脱走せる刺字の兇惡罪犯と目される者が多數聚集していたというのであつて、その実情は推して知ることが出来る。正に滿洲邊疆社会の一樣相といふべきであろう。かかる吉林省方面の憂慮すべき事態が考慮されたのであろう。果して清朝は乾隆二十二年刑部に命じて吉林遣犯を雲南等の省に改發し、拉林・阿勒楚喀遣犯を黒龍江・三姓等の処に改發せしめることとしている。かかる処置がとられるに至つた事情については、同年十一月丙辰の上諭が委曲を尽している。殊に京旗閑散旗丁の移駐を見た拉林地方については

拉林地方。派遣兵丁種地。原因滿洲生齒日繁。与其在京間住。不如給田耕種。俾各謀生。所出之欠。亦可使在京間散余丁。挑補食餉。故朕悉心籌画。派往駐防官兵。賞給官車路費。安家銀兩。令其移駐。曲加恩施。但京城不肖之

徒。犯罪亦發拉林。恐羨良雜処。不惟彼処風俗。漸染日壞。亦於兵丁生計。大有攸關。殊非朕体恤旗人。使從善務本之意。且恐無知之徒。將加恩派往。指為發遣。(下略)

とあり、その意は、特別の恩典により、従つてまた経費上の少なからざる犠牲をも顧みず京旗間散旗丁を拉林地方に入植せしめたのは、彼等をして自活更生の道を講ぜしむるにあつた、それにも拘らず同地方へ發遣された罪徒のために彼の地の風俗は日に日に壞廢し、入植兵丁の生計にも支障を及ぼすようになった。これがため京旗間散旗丁を救済せんとする当初の趣旨は、今や失われようとしている、というのである。これを以てすれば、吉林遣犯を他の地方に改發することとした裏面の事情は、一層明瞭に看取出来る。別表によれば、雲南・貴州・広東・広西等の極辺煙瘴の地方への發遣事例は、雍正年間の二件に始まり、乾隆中期に至つて五件を数えている。件数としては僅かな数には違いないが、その間の消息を反映する具体例といつてよからう。

さて以上の如く考察すると、何れにしても流犯の發遣は、乾隆中期を境として従来その例の多かつた滿洲方面よりも新附の新疆方面に向つて集中する傾向を示し、ここに一転換が起つてゐることが分る。尤もこれがために滿洲方面への發遣が全く廢されるに至つたというわけでないことは、別表を一見しただけでも十分である。即ち滿洲でも少くとも黒龍江方面は、新疆方面と相並んで依然として清代に於ける主要な流刑地をなしてゐたことには變りないのである。ただ然し爾後に於ける兩方面への罪犯發配の頻度に至つては、これを比較するのに新疆方面、就中伊犁に濃く、それは黒龍江を遙かに凌駕する。かかる点からすれば、滿洲の黒龍江方面は清代中期以降流刑地としてその主位を新疆の伊犁地方に譲つたことになるかも知れない。それにしても、滿洲方面と新疆方面との間には明かに密接な相互依存の關係が存し、その時々の実情に応じて前者が發遣罪徒過多となれば、これを抑制して後者に転向せしめ、逆に後者が飽和状態に達すれば、これを前者に改發するなど、相互調整の方策が講ぜられたのであつて、この間に介

在して雲南・貴州・広東・広西諸省の煙瘴地方も亦両方面に於ける過剰罪犯の捌け口として緩和の作用をなしたのである。かく考えると、清代に於ける三大流刑地ともいふべきこれら三者の間には緊密な相関関係が認められ、清朝の流刑地政策は、これら三者の三角関係を通じてその都度各流刑地の情況に左右されつつ揺れ動いたこととなるのである。別表について見ただけでも、これら三方面への発遣事例の年代的増減、つまり起伏の状は如実にこの事実を暗示しているように思われる。即ち新疆方面への罪犯発遣の事例数は、乾隆後期に至って飛躍的に増加し、その状態は多少抑えられながらも嘉慶前期にまで持ち越されているが、後期に入ると明かに減少の傾向を示している。一方これに対応すべき滿洲方面は如何であろうか。同方面の各流刑地間には相対的増減が認められるにしても、総じてこれを見れば、乾隆後期から嘉慶前期への推移の状況は、新疆方面と略々同様で共に著しい変化が見られず、従って両方面間に増減の対応関係は必ずしも見出し難いのであって聊か不可解の念を禁じ得ないが、⁵²後期に入ると、滿洲方面の黒龍江・吉林が共に再び激増して、新疆方面の同時期に於ける減少と見合っており、明かにそこには有機的な関係の存することが窺われるのである。乾隆後期から嘉慶後期に至って明確化することの変化については、先ず乾隆五十四年六月甲申の上諭が⁵³想起されるであろう。同上諭には

前經刑部以新疆遣犯人數衆多。奏准少發該處。現在刑部定擬發遣各犯。已俱照此并理矣。但外省審弁案件。有減死一等重犯。以及間擬軍流人犯。情罪較重。不足蔽辜。從重并理者。仍多奏請發往新疆伊犁等處。此等兇惡匪徒。同在一處。聚集成羣。難保無糾約滋事之患。且年復一年。人數日益衆多。於該處地方。及約束尿管。均有未便。嗣後應將間擬發遣各要犯。分發吉林打牲烏喇。及黒龍江之索倫・達呼哩・渾春等處。俾兇徒不致日聚日多。方為妥協。著交刑部堂官酌定章程具奏。即行文各直省。令其一体遵照。

とある。この上諭の趣旨は、これより先き新疆への発遣人犯が多数となった故に、刑部の奏請に基いてその人数を制

限、調整を講じさせた次第であるが、それにも拘らずなお外省審判の案件の中、死一等減刑の重罪犯人及び軍流に擬せられた罪犯で特に罪状が重く嚴罰に処せらるべき者については、新疆の伊犁等の処に発往せしむべしと奏請する者が少くないが、これは如何のものか、爾後發遣に擬せらるべき重罪犯人は、これを吉林の打牲烏喇及び黒龍江の索倫・達呼哩・渾春等の処に分發すれば、兇徒が日増しに聚積し過多となる事態を避けることが出来るであろう、というのであって、かくて堂官に対してこれに関する手續について章程の立案を命じたのであった。何れにしても、乾隆後期に新疆方面へ發遣罪犯が一時に集中し急増したため、これが抑制策として重罪犯人の滿洲方面への發配が企てられたことは最早や明白であつて、嘉慶二年九月に斬決に擬せられ、寛に從つて監候となつた大逆縁坐人犯はこれを滿洲の黒龍江に發して索倫・達呼爾に給して奴となす例が定められているのも、⁶⁴こうした方針の一つの現われかも知れない。かくして新疆方面に於ける發遣罪徒過剩の状態は、幾分なりと緩和されるところあつたに相違ないが、その反面今度は滿洲の吉林・黒龍江方面が罪犯の過多に悩むこととなり、再び新疆方面に向けて罪犯の發遣を策せざるを得なくなつてゐる。即ち嘉慶十七年十二月庚子の上諭には⁶⁵

東三省為我朝龍興之地。因吉林・黒龍江二処地氣苦寒。從前定例。將獲罪人犯發往該処給兵丁等為奴。昔時人數有限。到配後尚易於管束。近緣廣東・福建等省弁理洋盜會匪等案。將夥犯情重者。俱照擬發往。人數積至數千名以外。該処兵丁歲支錢糧。本有定額。祇敷養贍身家。今發給為奴者。日增日衆。責令收養。其生計必愈形苦累。且該処習尚淳樸。此等為奴之犯。大率皆兇狡性成。百千羣聚。故習未悛。甚或漸染風俗。於根本重地。尤屬非宜。甚有關繫。著刑部即速詳查該二処現在業經到配為奴之犯。共有若干。此內覆其在彼年久者。量減軍流。分別改發煙瘴極辺等処。其到配未久。未便減等者。即著改發新疆。並著改定條例。嗣後各省案犯有例應發遣該二処為奴者。量為區別。酌留數條。其余如洋盜會匪人數較多之案。均酌擬改發新疆及煙瘴等処。奏明條款。纂入律例遵行。

とあって、その間の事情は可成り具体的に看取することが出来る。即ち先きに触れた乾隆末年に於ける流刑地政策の新疆から満洲への転換以来、殊に嘉慶後期に入って広東・福建等南省の洋盗・会匪の重犯が満洲の吉林・黒龍江方面に多量に発配されたことに因って、彼等罪徒を奴として給せられた現地の兵丁がその負担に堪えられなくなったのみならず、風俗上に於いても甚大な影響を有つに至つたので、洋盗・会匪等の如く比較的人数の多い犯案についてはこれを新疆及び煙瘴の地に改発することとなし、これに関する條款を作成、律例に纂入することを命じたのである。少くとも別表の示すところによれば、満洲方面は道光前期に於いて激減し、爾後同じような状態が咸豊年間まで継続するが、他方新疆方面はこの期間、道光前期に於いて多少減少しているのを別とすれば、（尤も満洲方面に比すれば相対的增加をしている。）道光後期に相当の増加を示し咸豊年間に及んでいる。然も僅かに一例ではあるが、道光前期に雲貴諸省煙瘴の地が加わっているのは、矢張りこの嘉慶十七年時に於ける流刑地政策の再転換を裏書きするものであらう。

然るに、同治年間に入ると、顕著な変化が起っている。それは新疆方面が相当減少し、更に光緒年間に至ると急角度な激減ぶりを示しているのに反して、満洲方面、就中黒龍江方面が恰もこれと反比例するかの如く、同治・光緒前期を通じて際立って増加し来っていることである。この場合に於いても、満洲、新疆両方面間に有機的な関連の存することが窺われる。なお同治年間に入って新疆方面への罪犯発遣が停頓、減少したのは、同方面及び陝甘二省に於ける回匪の擾乱の直接的影響であることは、いふまでもない。清史稿、刑法志二にも

（上略）乾隆年間新疆開闢。例又有發往伊犁・烏魯木齊・巴里坤・各回城分別為奴種地者。咸同之際新疆道梗。又復改發內地充軍。其制屢經變易。（下略）

と述べている。

最後に滿洲の盛京地方への罪犯の發遣について一考して置く要がある。滿洲方面以外の蒙古方面や新疆方面が未だ流刑地として現われない以前、また同じく滿洲方面でも吉林・黒龍江方面が未だ登場しなかつた清初に於いて、この方面が辺疆に於ける唯一の流刑地であつたことについては既に詳述したところであるが、それ以降に於ける動向は別表によつても分る如く、概ね遞減の形をとつており、その間道光後期に發遣事例が可成り集中的に現われているのを除けば、間斷常ないが絶えざること縷の如く清末に及んでゐるものと見做される。表中の康熙以降の個々の事例について見るに、多くの場合、大体宗室・覺羅・旗人等の特殊身分の罪犯に限られてゐるところよりすれば、他の一般罪犯の場合と同列にこれを論ずることは妥当でないようである。つまり清初以降に於ける盛京への罪犯發遣事例については、他の流刑地へのそれとの関連性を特に追究するまでもないのであつて、寧ろ宗室・覺羅等の上層身分者を始め一般旗人に至るまでの滿洲人の流犯に対する清朝の取扱ひ方針を、滿洲人の犯罪に関する清律の諸規定と共に検討しなければならぬのである。この問題については将来の考究に待つこととするが、要するに、宗室・覺羅等特殊身分の罪犯は、これを主として盛京（城）に、また一般滿洲旗人のそれも亦成るべくこれを滿洲方面に發配した形跡が認められるようである。例えば、乾隆元年四月丁卯の上諭には

黒龍江・寧古塔・吉林烏喇等處地方。若概將罪人發遣。則該處聚集匪類多人。恐本地之人漸染惡習。有闕風俗。朕意嗣後如滿洲有犯法、犯法、發遣者。仍發、黒龍江等處外。其漢人犯發遣之罪者。應改發於各省煙瘴地方。著總理事務王大臣。会同刑部議奏。

とあり、清律名例律にも乾隆五年の定例として「旗人犯該發遣者。分發黒龍江・寧古塔・吉林烏喇等當差。旗人家奴。

暫發三姓地方。給与八姓一千兵丁為奴。俟數滿一千之後。仍發遣黑龍江等處為奴。」の一条が掲げられており、乾隆四十二年二月辛亥の上諭には、江蘇巡撫の楊魁の題請に係る桃源県々民の孫謀掌がその父孫尚文を毆打した傷害事件を審理した刑部が「(上略)嗣後忤逆之案。其父母呈控到官。懇求發遣。及屢次違犯。逆蹟顯然者。即將伊子發煙瘴地方充軍。若係旗人發往黑龍江。」と答申したことが見えている。これらは一、二の例証にとどまり、この問題についてはなお論証を要し、その上でなければ遽かに結論を下すことは出来ないが、清朝の流刑政策上、「滿洲人罪犯は滿洲へ」の考え方が少くとも潜在的にはあったのではなからうか。若し仮にそうだとすれば、雍正年間の閑散宗室の盛京移住、或はまた既にいい及んだ乾隆年間に始まる京旗閑散旗丁の拉林・阿勒楚喀地方への入植と考え合わすべき問題であろう。一步進めていえば、清朝は機会あれば滿洲人を滿洲に帰還せしめ、滿洲を滿洲人の滿洲たらしめんとしたのではなからうか。それは兎も角として断つて置くが、だからといって滿洲人の罪犯は凡てこれを滿洲方面のみに發遣し、それ以外の方面には全然發配しなかつたというのではないこと、勿論である。

結 語

以上、不備とは知りつつも別表に準拠して清代全期を通じて流刑地の分布と、その年代の変遷の主要を跡づけて見たのであるが、それはさながら清朝治下に於ける辺疆地帯の拡大に相応じ、その経営の過程を物語り、その進度を暗示しているといつて過言ではない。換言すれば、流刑地は新開の地域乃至地点を求めて転々し、経営の必要度に応じて変遷を経たということが出来る。固より流刑は罪徒を僻遠荒涼の地に配して苦役に服さしめ、己が罪過を悔悟し贖わしめるをその目的とし、謂わば膺懲の意を寓するものであるが、流刑地の選定という實際問題になると、当然のことながら現地に於ける罪徒管束上の利便、適否如何が第一条件として考慮に入れられたに相違ないのであり、それと

共に彼等罪徒の利用という實際的目的もこれに劣らず考慮に上ったであろう。事実、場合によっては、緊急の必要に迫られて後者が優先したことも決して少くないのである。何れにしても、これら二条件を具備した地方乃至地点が恰好の流刑地として選に当たったということが出来るのである。この意味では、辺疆といわず内省といわず一般的にいって、官員・官兵の駐屯地及びその近傍の地方が流刑地としての資格を有することは論を俟たない。このことは、以上挙げられた諸地方、諸地点に徴して見ても明白である。滿洲方面が清朝兵力の源泉地であり、また對露国防上の要地として重兵の置かれていたこと、清初に於ける對露戰備を通じ、且つは南滿洲の復旧事業に際して罪徒の利用度の高かったことは、今更いうまでもないし、新疆方面の天山北路が康熙・雍正・乾隆三代にわたる準噶爾部に対する用兵を契機として、更にまた天山南路が乾隆年間に於ける回部の平定後、それぞれ軍事的前進基地化し、各地点に官員・官兵の駐留を見、軍糧の現地補給の必要上から屯田が大いに興され、罪徒の勞力に対する需要の大であったことは、前述の如くであって、一時的であつたにせよ、外蒙の喀爾喀蒙古や青海蒙古の地方、これらの背後地としての鄂爾多斯の寧夏所屬の地等々、事情は略々同様であつたのである。かく見来ると、これら諸流刑地の出現時には年代差があるが、清代全期を通じて東北方の滿洲の黒龍江方面と、西北方の新疆の伊犁方面とが流刑地の二大宗として重きをなした所以も亦首肯される。然して少くとも乾隆以後これら兩方面に加えて西南方の雲貴・兩広の煙瘴地方三者の間には罪犯の發遣について相互調整の有機的三角關係が存し、清朝の流刑地政策はこれら三角点の中東北、西北の二角点を主軸とし、西南角点を按排しつつ動いたということが出来よう。辺疆の流刑地に送られた罪徒の實数は推算すべくもないが、決して少くはなく、現地駐屯の兵員數に匹敵する場合さえ見られ、辺疆社会の人口構成上に於いて無視し得ない比率を占めていたことは、間違いないところであつて、彼等罪徒の辺疆社会に与えた影響は、プラス・マイナス兩面にわたり顯著であつた。乾隆年間頃より發遣罪徒の過剩と共に脱走者の続出を見ることとなり、年代を経るに

従いその趨勢は一般化し、愈々著るしくなる。これはとりもなおさず清朝の流刑政策の破綻を意味するものであり、かくて辺疆社会には、それ特有の社会不安と險悪なる風潮が瀰蔓するに至るのである。なお流刑地としての滿洲については、同方面が清朝発祥の地であるだけに、改めて考察すべき点が少くないが、序言に於いて断つて置いた如く、紙幅に余裕がないためにこれらの問題については、他日に譲ることとする。(三三・三一〇)

〔註〕

- (1) 三宅博士記念論文集(昭和四年)所収
古稀祝賀
- (2) 例えば、同じく「発遣」でも官犯は「効力贖罪」せしめるを原則とし、刑期其他についても常犯と異なるものがあるなどは、その一例である。
- (3) 人蔘私創の人犯で黒龍江等の処に発往せしむべき者についても、満州人、蒙古人である場合は、江寧等の滿兵駐防地に流し漢人であれば、広西、雲南等の煙瘴の地方に配することゝして居るが如きは、即ちこれである。黒龍江方面は産蔘の地に近いかから、同方面にこれらの人犯を發することは再犯の虞れある故に、特にこれを憚つたのである。(雍正四年十二月辛酉の刑部の議定参照—大清実録、世宗卷五一)
- (4) 本表作成の基礎資料とした配流事例リストは所收件数(流刑地別を基準として算出)は約五百五十件に上つて居り、四百字詰原稿用紙二十七枚に及んでいる。従つて紙面の關係上到底掲載し得ないので、姑らく省略することとした。なお収めた事例は、一応判決断罪の結果をめぐとして検出したものであつて、刑の執行を見、実際に当該罪犯が指定の配所に至つた者の件数は、恐らく多少これを下廻るものと見なければならぬであらう。なんとすれば、判決を受け刑の最終決定を見た後も在再時を過ごして配所に赴かなかつた事例(主として官犯の場合に往々見受けられる)もあり、また特旨を以つて赦された場合もあり、且つまた捐贈等によつて刑の執行を免れた場合もあり得るからである。その辺のところは史料の上で一々確認し得ないのを遺憾とする。この点から嚴密な意味では、右の配流事例リストそのものに絶対の信憑性を置く訳には行かないし、これに基いた本表も亦不備であることは否み得ないのである。ただ本表作成の目的は、各流刑地への罪犯発配の年代的頻度とその推移の大体を把握するに在るから、取敢えずこゝでは、本表の相対的確實性を以て満足するより外ないのである。
- (5) 大清実録、聖祖卷二、同年五月丁巳の条。

- (6) なおこれら諸地の外に衛元堡(威遠堡)を挙げることが出来る。(大清実録、聖祖卷三、順治十八年六月丙午の戸部の議覆参照)
- (7) 拙稿「清末に於ける吉林省西北部の開発」(歴史学研究第五卷第二号)参照。
- (8) 光緒大清会典事例卷七四四、刑部名例律、徒流遷徙地方四、大清実録、世祖卷一二五。
- (9) 大清実録、世祖卷一三八、なお光緒大清会典事例卷七四四、刑部名例律、徒流遷徙地方四参照。
- (10) 同 聖祖卷三二。
- (11) 尙(上)陽堡が康熙初年に於いても寧古塔と共に主要な流刑地であったことは、光緒大清会典事例卷七四四、刑部名例律、徒流遷徙地方四の条についても幾多の例証を挙げることが出来る。なお三藩下の逆徒が多く尙陽堡に配せられたことは、諸文献に散見している。
- (12) 盛京の場合の如く広狭両様に解せられる。狭義にとれば、当初の黒龍江城即ち愛琿と見做することも出来ようし、後の黒龍江將軍の駐在地たる省城の齊々哈爾に当てることも出来る。事実、齊々哈爾は黒龍江方面への流犯の集中地点であった。
- (13) 大清実録、聖祖卷一〇二。
- (14) 同上
- (15) 同 聖祖卷二〇四。
- (16) 同 聖祖卷三二。
- (17) 阿爾泰等の処に配せられた楚宗なる者の場合。(大清実録、世宗卷四九、雍正四年十月丁卯の条)
- (18) 同じく阿爾泰に送られた御史楊保の場合。(大清実録、世宗卷八三、雍正七年七月丁未の条)
- (19) 大清実録、世宗卷五九、雍正五年七月戊寅の条。
- (20) 同 世宗卷三一。
- (21) 同 世宗卷三五。
- (22) 同 世宗卷六四、七六、八九、一〇〇、一一三、一二六、一五〇のそれぞれ該当年月の条により作成。なお漠北に於ける屯田については中島棟「蒙古通志」参照。
- (23) 同 高宗卷三。
- (24) 同 聖祖卷二八〇。
- (25) 同 聖祖卷二八一。
- (26) 同 聖祖卷二八七。

- (7) 同 聖祖卷二九一、康熙六十年二月己未の条。
- (8) 康熙六十年冬十月乙亥、同六十一年七月丁酉の議政大臣等の議覆(大清実録、聖祖卷二九五、二九七)の中に引用されている。
- (9) 康熙六十一年冬十月辛未の征西將軍祁里德的疏言(大清実録、聖祖卷二九九)の中に見える。
- (10) 大清実録、世宗卷一四。
- (11) 同 世宗卷二五。
- (12) 同 聖祖卷二八五。
- (13) 同 世宗卷四四。
- (14) 同 世宗卷一二〇。
- (15) 因みに雍正五年閏三月乙酉の巴泰等の疏報によると察罕叟爾・特里・庫爾奇勒・扎克拜達里克四処の屯田收穫は、大麥・小麥・青稞合せて二、六一八石というから、その成績のさしたるものでなかったことが分る。(大清実録、世宗卷五五)
- (16) 同 世宗卷五五。
- (17) 雍正四年二月乙亥の議政王大臣等の議覆に引用されている公舅隆科多等の奏称及び甘肅巡撫石文焯の奏称(大清実録、世宗卷四一)参照。
- (18) 大清実録、世宗卷二二。
- (19) 同 世宗卷四四。
- (20) 雍正六年十二月丁亥の上諭(大清実録、世宗卷七六)
- (21) 雍正二年閏四月壬戌の上諭(大清実録、世宗卷二〇)の中に見える。
- (22) 雍正二年閏四月戊辰の総理事務王大臣等の議覆(大清実録、世宗卷二〇)
- (23) 雍正十二年八月丙辰の弁理軍機大臣等の議奏(大清実録、世宗卷一四六)
- (24) 乾隆元年十一月丙辰の上諭(大清実録、高宗卷三一)
- (25) 雍正十三年十二月丙戌の総理事務王大臣等の奏言(大清実録、高宗卷九)
- (26) 大清実録、高宗卷四一。
- (27) 有高 巖「滿洲に於ける京旗の屯墾に就て」(史淵四ノ三)、拙稿、前掲論文、参照。
- (28) 大清実録、世宗卷六三。

50 同 高宗卷一七五。

51 同 高宗卷五五一。

52 この点については余り合理的に解釈しようとすることは、反って妥当ではないから姑らく疑いを存するにとどめる。配流事例で文献上に載せられるものは、実は偶然的とも云ってよいのであって、例えば表の上では康熙前期の如きは僅かに一例を数うるにすぎないが、これを問題にしようとは誰しも考えないであらう。

53 大清実録、高宗卷一三三三。

54 嘉慶二年九月乙酉の上諭（大清実録、仁宗卷二二）

55 大清実録、仁宗卷二六四。

56 同 高宗卷一六。

57 光緒大清会典事例卷七四一、刑部名例律、徒流遷徙地方一の条。

58 大清実録、高宗卷一〇二六。